

令和6年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 福島県
農業委員会名： 会津若松市

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5 年 7 月 20 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	2

任期満了年月日 令和8 年 7 月 19 日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	18	18	13

2 農家・農地等の概要

経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)	
総農家数	2,412	基幹的農業従事者数	2,459	認定農業者	281
農業経営体数	1,762	女性	1,028	基本構想水準到達者	111
※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		40代以下	183	認定新規就農者	17
		※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		農業参入法人	2
				集落営農経営	10
				特定農業団体	0
				集落営農組織	10
				※農業委員会調べ	

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,530	981				6,510

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	6,510 ha	4,295.3 ha	66.0 %
課題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加や農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。集落営農の進展、農業委員及び農地利用最適化推進委員によるあっせん活動や農地中間管理事業等により農地の流動化は年々進んではいるものの、地域計画の整備を促進するなど認定農業者等担い手への農地利用集積は今後一層の推進が必要である。		

- ※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	11 年度	集積率	85 %
今年度の新規集積面積	177.1 ha	農地面積(C)	6,510 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4,472 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)／(C)	68.7% %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	12.9 ha	3.3 ha	9.6 ha
課題	農業従事者の減少や高齢化により農地が新たに遊休化している現状において、再生利用においては地域の担い手等による農地利用の促進を図るとともに、発生防止においては、会津若松市農政部局等と連携し、地域計画の作成や多面的機能支払制度や中山間地域等農業直接支払制度の活用を促す必要がある。合わせて、農地中間管理機構においては、「緑区分」や「黄区分」であっても「借受基準」に合致しないとして一律「借受不可」となってしまうことから、借受に向けた積極的な判断を求める必要がある。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.5 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.3 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	8.8 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	福島県会津農林事務所、会津若松市、福島県農地中間管理機構等と協議し「工程表」を策定済。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	3.3 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
	2	経営体	2	経営体	2	経営体
	0.2	ha	0.7	ha	0.9	ha
課題	新規就農者のうち農外からの就農者は、親元就農にくらべ農業生産基盤や生活基盤が脆弱であり、参入件数は少ない。今後も農政部局と連携を図りながら、新規農業参入者の確保に努めるとともに、効率かつ効果的な農業経営ができるよう支援を継続していく必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均	
	389	ha	504	ha	311	ha	401	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積					40.1	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7	日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	19	人
			農地利用最適化推進委員の人数	18	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	遊休農地の発生防止・解消	農地法第30条第1項の規定による「農地利用状況調査」を行い、遊休農地の有無や程度について現地調査により確認し、その後の遊休農地解消のための指導や非農地判断の基礎資料を作成する。
8月	新規参入の促進	農業次世代人材投資事業の交付対象者に対し、会津若松市農政部局、会津農林事務所、JA等の専属担当者による「サポートチーム」を編成し随時相談に応じているが、当該月は対象者を訪問し聞き取りや現地確認を行いながら新規就農者の営農に係る指導を行う。
11月	遊休農地の解消	農地法第32条の規定による農地の「利用意向調査」を実施し、土地所有者等の農地の利用の意向を確認し、農地中間管理事業や農業委員等によるあっせんなどに誘導し、遊休農地解消に向けた資料を作成する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	10	回
---------------	----	---

開催時期	随時	相談会名	新規就農者に係る就農相談会等
参加者数	新規就農者の農地所在地の地区委員	開催場所	未定
相談会の内容	会津若松市農政部局が主催する新規就農者に係る就農相談会、青年等就農計画認定審査会、農業次世代人材投資事業中間評価等に参加し、「農地」に係る課題等について専門的視点から指導・助言を行う。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)